

財産及び維持管理区分表

交：交通局、パ：パートナー事業者

	財産区分	維持管理区分								備考		
		施設管理※1				日常管理※2						
		実施		費用負担		実施		費用負担				
		交	パ	交	パ	交	パ	交	パ			
既存	高架柱等	○		○		○					故意または過失による損傷の場合は修繕費は原因者負担	
	フェンス	○		○		○					交通局と協議により撤去可	
	コンクリート舗装	○		○		○					交通局と協議により撤去可	
	分電盤	○		○		○						
	高架底面の照明	○		○		○					使用しない場合も残置 電気使用料含む	
新設 (ひろば)	床：舗装仕上げ材		○		○	※3	※3		○	※3	※3	
	柱：仕上げ材		○		○	※3	※3		○	※3	※3	
	分電盤：引込～分電盤		○		○	※3	※3		○	※3	※3	既存分電盤は撤去のうえ、新設可
	照明：分電盤～照明機器		○		○	※3	※3		○	※3	※3	電気使用料含む
	什器：ベンチ・植栽等		○		○	※3	※3		○	※3	※3	設置する場合
	その他のインフラ		○		○	※3	※3		○	※3	※3	設置する場合

- ※1 (1)電気設備等の定期点検
(2)破損部分の修繕、ベンチ・植栽のメンテナンス
- ※2 (1)ゴミ拾い、巡回
(2)ベンチ・植栽等の管理(植栽への水やり、枯葉の除去など含む)
- ※3 年間32万円(税抜)を上限に、当局から支給します。
上限を超える場合は、パートナー事業者において負担して下さい。

【電気設備の財産区分イメージ】

